第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成２８年（フ）第４６号
新潟市江南区曽野木１丁目２番１―214号
債務者　高野　和子
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３号
岐阜県可児市兼山1441番地13　市営城山住宅Ｇ－８、前住所岐阜県可児市川合866番地フラワーシティ105
債務者　大森　貴弘
1　決定年月日時　平成28年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第１５号
三重県熊野市紀和町板屋353－７、住民票上の住所三重県熊野市有馬町5742番地１
債務者　中芝　正文
1　決定年月日時　平成28年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２８年（フ）第３１８号
兵庫県神戸市中央区二宮町３丁目４番７－201号
債務者　豊嶋　信雄
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２２号
埼玉県春日部市西金野井118番地　ハイツエルミドール101号
債務者　加藤　　正
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１３９号
埼玉県草加市両新田西町101番地１　ラフィネⅡ―101号
債務者　藤井新太郎（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１４８号
埼玉県越谷市東大沢３丁目４番地３　第３ギャラリーマンション201号
債務者　藁谷　美香
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１５６号
埼玉県三郷市新和１丁目374番地１
債務者　常田　由貴
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１６７号
埼玉県春日部市本田町２丁目217番地　ベルメゾン春日部303
債務者　今瀬　健嗣
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１７７号
埼玉県三郷市彦成４丁目１番７－403号、旧住所埼玉県三郷市彦成３丁目13番16―508号
債務者　豊田ゆかり
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２００号
埼玉県三郷市彦成４丁目２番13―105号
債務者　一條美千代
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第８９号
千葉県印西市中央北２丁目１番地３―421号
債務者　重田　英志
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第９４号
石川県野々市市菅原町11番33号　モンターニュＡ101号
債務者　泉　　理恵
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１号
福井県敦賀市野神40号265番地の１　木崎グランジュテ野神101号
債務者　辻　　直之
1　決定年月日時　平成28年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第１２号
福井県敦賀市野神40号265番地の１　木崎グランジュテ野神101号
債務者　辻　あすか
1　決定年月日時　平成28年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第１３号
福井県敦賀市木崎39号17番地の２　ニューハイツヤマダ105号
債務者　笹岡　勝弘
1　決定年月日時　平成28年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第６７号
長野県北安曇郡松川村5689番地297
債務者　牛越　里美
1　決定年月日時　平成28年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
長野地方裁判所松本支部